様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　 　　　令和6年　　12月　　13日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）かぶしきがいしゃ ひたちそりゅーしょんず　ひがしにほん  一般事業主の氏名又は名称　株式会社日立ソリューションズ東日本  （ふりがな）いしい たけお  （法人の場合）代表者の氏名　石井 武夫  住所　〒980-0021仙台市青葉区中央3丁目2番1号 青葉通プラザ(5F)  法人番号　1370001009911  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ●日立ソリューションズ東日本企業情報サイト ごあいさつ  ●日立ソリューションズ東日本企業情報サイト 会社概要 | | 公表日 | 2013年1月1日（社長メッセージ、経営ビジョン公表日）  (2023年4月3日社長メッセージ更新、 2024年5月17日経営ビジョン一部更新) | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ●日立ソリューションズ東日本企業情報サイトにて公表  https://www.hitachi-solutions-east.co.jp/company/corporate/greeting/ 記載箇所：日立ソリューションズ東日本ホームページTOP>会社情報/サステナビリティ>会社情報>ごあいさつ  ●日立ソリューションズ東日本企業情報サイトにて公表  https://www.hitachi-solutions-east.co.jp/company/corporate/profile/ 記載箇所：日立ソリューションズ東日本ホームページTOP>会社情報/サステナビリティ>会社情報>会社概要 | | 記載内容抜粋 | ●「日立ソリューションズ東日本　社長あいさつ」(中盤)  近年、自然災害の頻発や感染症の流行、エネルギー・原材料の高騰などの不測の事態が続いており、このような事業環境の変化に対応するため、データとデジタル技術を活用した新たなビジネスモデルの創出や働き方・企業そのものの在り方の変革(デジタルトランスフォーメーション・DX)が当社を含む世界中の企業の課題となっています。  ●「日立ソリューションズ東日本　経営理念」  私たちは、お客様本位と社員・パートナー重視の考えのもと、独自に醸成したゆるぎない自主技術と日立の総合技術を基盤に、北海道・東北から国内市場はもとよりグローバルに事業を展開し、お客様と感動を分かち合えるソリューションを提供する企業として、地域社会、並びに、国際社会の発展に貢献します。  ●「日立ソリューションズ東日本　社長あいさつ」(中盤)  「社員一人ひとりが個人の幸せと成長を追求し　デジタル技術と課題解決力で最高の体験価値を生み出し　お客様や地域・社会のサステナビリティに貢献」をパーパスと定め、日々事業にまい進しております。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 日立ソリューションズ東日本は、取締役会および経営会議（執行役員が取締役会から委任された重要事項について、社長執行役員が最終意思決定する場）において、意思決定を行っている。  重要事項である企業経営や情報処理技術の活用の方向性、具体的な方策（戦略）等は、前述の会議で決定されている。  この決定に基づく社外公表可能な資料については、当社サイトで開示している。当社サイト掲載の【経営方針としての経営ビジョン、社長メッセージ等】は、上記決定を社外の方にわかりやすい形で伝える資料である。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ●日立ソリューションズ東日本企業情報サイト デジタルトランスフォーメーション | | 公表日 | 2022年12月7日  (2024年9月24日一部更新) | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ●日立ソリューションズ東日本 企業情報サイトにて公表  https://www.hitachi-solutions-east.co.jp/company/sx/dx/ 記載箇所：日立ソリューションズ東日本ホームページTOP>会社情報/サステナビリティ>サステナビリティ>デジタルトランスフォーメーション | | 記載内容抜粋 | ●DXの取り組みと方向性  当社では、経営理念のもと、加速する事業環境の変化に対応するため、当社自身のDXに取り組んでいます。  「デジタル技術と課題解決力で最高の体験価値を生み出し、お客様や地域・社会のサステナビリティに貢献」というパーパスのもと、当社ITシステムのあるべき姿を定義し、「迅速な経営判断と意思決定」「社内業務プロセス効率化」「業務プロセス/システムおよびデータ活用の全社最適化」「セキュリティ強化」を4つの解決すべき課題とし、さまざまなDX施策を推進しています。   1. 迅速な経営判断と意思決定   ビジネス環境の変化に対応するため、事業経営に役立つ経営・事業情報を可視化の上、多角的に分析を行い、迅速な経営判断と意思決定を実現する必要があります。   1. 社内業務プロセス効率化   社員が課題解決力で最高の体験価値を生み出すには、これまで以上に本来業務に集中できる時間を確保する必要があり、社内業務プロセスの改善と集約化、および、バックオフィス業務の効率化でこれを実現します。   1. 業務プロセス/システムおよびデータ活用の全社最適化   データとデジタル技術を活用した新たなビジネスモデルの創出や働き方・企業そのものの在り方の変革のためには、個別の社内システムがDXの「足かせ」とならないように、シェアードシステムを導入し、グループ会社を横断した業務プロセス標準化と全社最適化を進めています。   1. セキュリティ強化   サイバー攻撃の高度化と増加、企業が保有する情報のデジタル化の加速により、セキュリティインシデント等が起きかねない事業環境下にあります。そのため、最適なITを提供すると共に、社内情報資産の可視化・管理によるセキュリティ対策を推進します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 日立ソリューションズ東日本は、取締役会および経営会議（執行役員が取締役会から委任された重要事項について、社長執行役員が最終意思決定する場）において、意思決定を行っている。  重要事項である企業経営や情報処理技術の活用の方向性、具体的な方策（戦略）等は、前述の会議で決定されている。  この決定に基づく社外公表可能な資料については、当社サイトで開示している。当社サイト掲載の【デジタルトランスフォーメーション】は、上記決定を社外の方にわかりやすい形で伝える資料である。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ●日立ソリューションズ東日本 企業情報サイトにて公表  https://www.hitachi-solutions-east.co.jp/company/sx/dx/  記載箇所：日立ソリューションズ東日本ホームページTOP>会社情報/サステナビリティ>サステナビリティ>デジタルトランスフォーメーション | | 記載内容抜粋 | ●DXの推進体制  当社では全社情報システムや業務プロセスを統括する技術戦略統括本部を2020年4月に設立。2023年4月からは経営戦略統括本部に推進体制を移し、社内DX戦略を立案し推進する体制を構築。社内DXを加速しています。  ●デジタル人財の育成  デジタル人財の育成においては、データサイエンティストのほか、デザインシンカー、セキュリティスペシャリストなどといったスペシャリスト育成と、ベーシックな教育の両輪で強化しています。スペシャリスト育成については、日立が独自に定める12種類のスキル定義による認定制度のなかで、スキル要件や育成プログラムを体系化することにより、事業変革に合わせたフロント・デジタル人財の継続的な育成を図っております。デジタルリテラシー、ソフトウェアエンジニアリング、品質保証、プロジェクトマネジメントなどのデジタルスキルは、若年層育成施策を中心に、全社員を対象にベーシックな教育として提供しています。デジタル技術を活用する戦略の達成度を測るため、デジタル人財の数について、以下の指標を掲げており、毎年度進捗を把握の上、次のアクションにつなげています。  デジタル人財の数： 2024年度末日(2025年3月末日） 目標 130名  2024年8月末日 現在 125名 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ●日立ソリューションズ東日本 企業情報サイトにて公表 https://www.hitachi-solutions-east.co.jp/company/sx/dx/ 記載箇所：日立ソリューションズ東日本ホームページTOP>会社情報/サステナビリティ>サステナビリティ>デジタルトランスフォーメーション | | 記載内容抜粋 | ●デジタル技術活用環境の整備  ①経営ダッシュボード  BIツールを活用することで、事業経営に役立つ経営・事業情報を可視化の上、多角的な分析を行い、迅速な経営判断と意思決定を実現しています。  ②業務効率化プラットフォーム  デジタル技術を活用し、RPAによる業務の自動化、業務アプリケーションによる電子承認化、業務ステータスの可視化により、社内業務プロセス効率化を実現しています。  ③シェアードシステムの活用  グループ会社を横断してプロセスとデータの標準化を進めるため、ビジネスの基盤となりうる業務システムはグループ共通のシェアードシステムを導入しています。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ●日立ソリューションズ東日本企業情報サイト デジタルトランスフォーメーション | | 公表日 | 2022年12月7日  (2023年2月8日一部更新) | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ●日立ソリューションズ東日本 企業情報サイトにて公表 https://www.hitachi-solutions-east.co.jp/company/sx/dx/ 記載箇所：日立ソリューションズ東日本ホームページTOP>会社情報/サステナビリティ>サステナビリティ>デジタルトランスフォーメーション | | 記載内容抜粋 | ●戦略達成度の捕捉とアクション  当社では、下記2つをDX推進達成度の指標と定め、定期的にモニタリングし、施策の是正・追加を行いながらDXを推進していきます。  ・当社が解決すべき4つの課題に対する推進スケジュールの進捗度と目標の達成度  ・デジタル人財の育成者数 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2023年2月21日  (2023年4月3日更新) | | 発信方法 | ●日立ソリューションズ東日本 企業情報サイトにて公表 https://www.hitachi-solutions-east.co.jp/company/sx/dx/ 記載箇所：日立ソリューションズ東日本ホームページTOP>会社情報/サステナビリティ>サステナビリティ>デジタルトランスフォーメーション | | 発信内容 | ●トップメッセージ  　当社においては、データとデジタル技術を活用した新たなビジネスモデルの創出や働き方・企業そのものの在り方の変革(デジタルトランスフォーメーション・DX)をお客さま・市場へ提供することに加え、当社の企業経営においてもこれらの技術や課題解決力を活用の上、当社自身のDXを推進し、経営品質の向上を図っています。具体的には、企業情報の可視化・多角的な分析、社内業務プロセス効率化、シェアードシステムの導入等のDXを全社一体となって推進しています。また、そこで得たさまざまな知見を当社のソリューション提供にも活かし、当社の強みを強化してまいります。この強みと日立ならではの総合技術力、そして産官学連携やステークホルダーの方々との協働により、お客さま・市場、地域社会の課題解決やDXへ貢献してまいります。　　　　　　　　　代表取締役 取締役社長　石井 武夫 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年9月頃　～　2024年10月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標」による自己分析を行い、IPAの自己診断結果入力サイトより入力。  受付番号「202410AH00002403」 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2012年4月頃～　継続実施中 | | 実施内容 | 情報セキュリティマネジメント全体をPDCAとして実施するフレームワークを構築し、[Plan]ルール・施策を定め、[Do]施策を実施し、[Check]評価・モニタリングを行い、[Action]継続的改善を通じて、情報セキュリティマネジメントサイクルを実現します。  [Plan]では、情報セキュリティ方針、情報セキュリティ施策の策定、情報セキュリティ教育計画、個人情報保護・情報セキュリティ監査計画を立案します。  [Do]では、セキュリティ施策の社内への展開と運用を行います。情報セキュリティ教育や啓発活動を通じ、セキュリティ施策の周知徹底と従業員一人ひとりの意識の向上を図ります。  [Check]では、定期的なセキュリティの運用状況の点検、監査計画にのっとった監査などを実施します。  [Action]では、監査や実地調査の結果などに基づいて是正措置を講じます。  また、サイバー攻撃や各種インシデントに対応するために、日立製作所のセキュリティオペレーションセンターにて、セキュリティ監視を行い、当社含めたインシデントレスポンスの強化を図っています。また、脅威情報の収集・分析と、警戒情報の配信を行いプロアクティブな対策を推進しています。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。